

平成 30 年 3 月 29 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日
デイホームひだまり 大泉町二丁目 62 番 11 号	株式会社ビーステップ	平成 30 年 4 月 1 日
寿星デイサービス梅苑 大泉町一丁目 41 番 9 号	特定非営利活動法人恩維会	平成 30 年 5 月 1 日

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民 利用者数
スリーベルデイ桃井 3 丁目 杉並区桃井三丁目 3 番 1 号	株式会社スリーベル	平成 29 年 11 月 1 日	1 名
口ハスの風 杉並区井草二丁目 8 番 20 号 サボハウス 1 階	株式会社口ハスの風	平成 30 年 1 月 1 日	1 名